
相続を知ろう

早わかり！相続対策のポイント

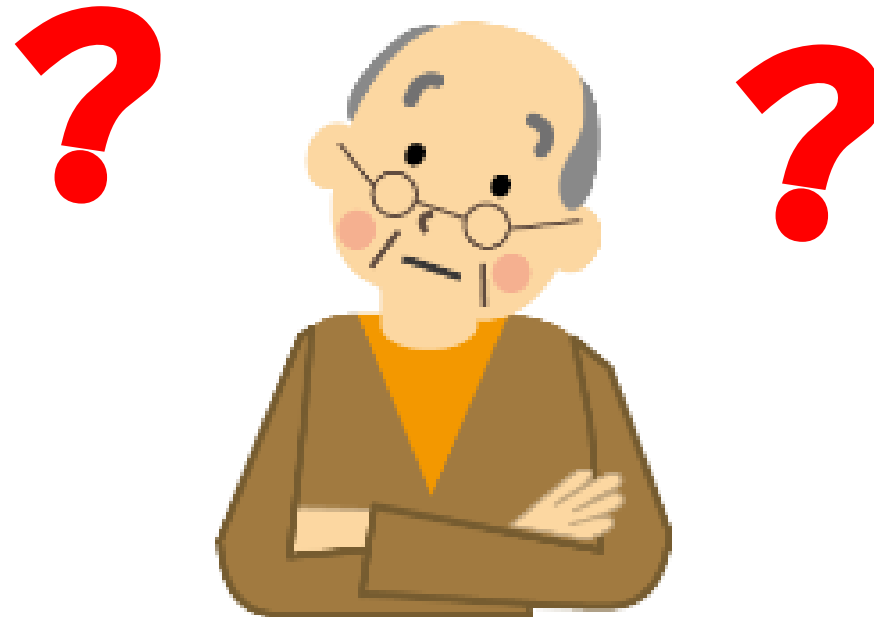
第11回：相続税を計算してみよう！

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

1. 相続税ってどう計算するのだろうか

相続税はどのように
計算するのだろうか？

相続税はどれくらい
かかるんだろう？



2. 2015年の税制改正の影響①

改正前：～2014年

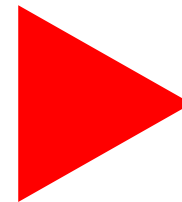
基礎控除

5,000万円 + 1,000万円
×法定相続人の数

改正後：2015年～

基礎控除

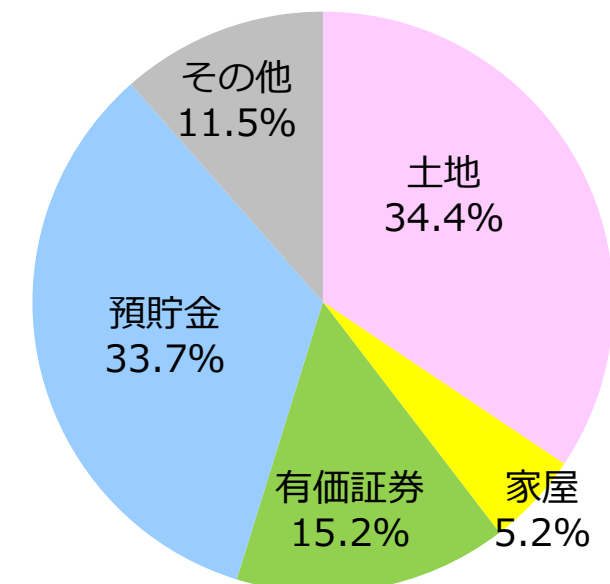
3,000万円 + 600万円
×法定相続人の数



■ 相続税の申告状況

	2014年	2019年
① 年間相続発生件数	約127万人	約138万人
② 課税対象（被相続人）	約5.6万人	約11.5万人
③ 課税割合（②/①）	4.4%	8.3%
④ 相続税額	1兆3,908億円	1兆9,754億円

【2019年分相続財産の金額構成比】



◆ 相続税改正の影響

① 新規課税対象者の増加

※ 「平成26年分の相続税の申告状況について（国税庁）」および「令和元年分 相続税の申告事績の概要（国税庁）」をもとに東海東京ウェルス・コンサルティングが作成

3. 2015年の税制改正の影響②

【例】 相続財産：1億円
 相続人：配偶者・子2人

【父親】



【配偶者】



【子】



【子】



改正前：～2014年

基礎控除額

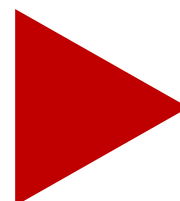
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

改正後：2015年～

基礎控除額

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

相続人	子供の数	1人	2人	3人
	正味遺産額			
配偶者と子	5,000万円	0	0	0
	8,000万円	50	0	0
	1億円	175	100	50
	2億円	1,250	950	813
	3億円	2,900	2,300	2,000



相続人	子供の数	1人	2人	3人
	正味遺産額			
配偶者と子	5,000万円	40	10	0
	8,000万円	235	175	138
	1億円	385	315	263
	2億円	1,670	1,350	1,218
	3億円	3,460	2,860	2,540

※（単位：万円） ※相続財産は法定相続人が法定相続割合により取得したものと仮定しています。配偶者の税額軽減を適用後の金額を表示しています。

◆相続税改正の影響

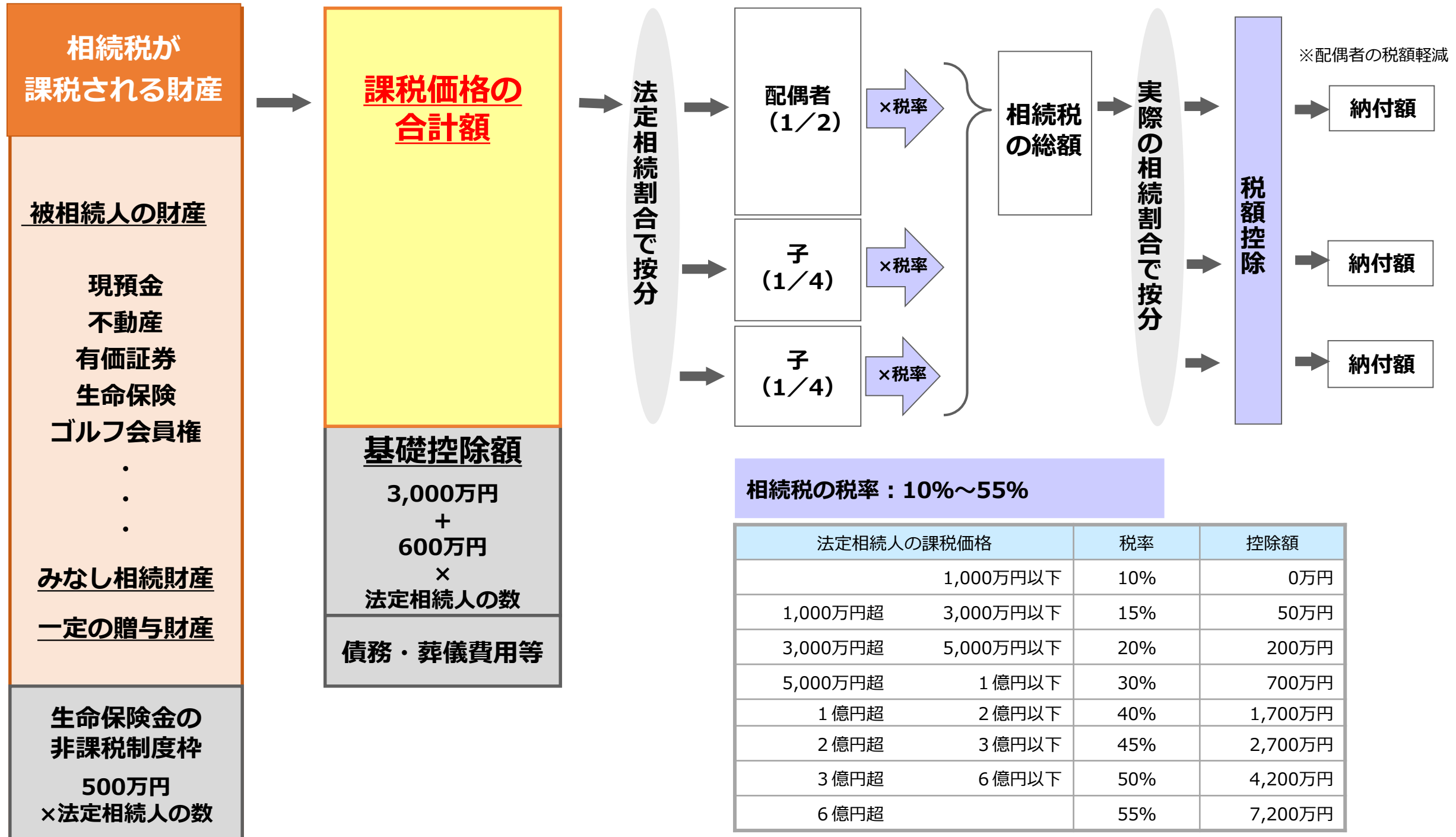
② 相続税負担額の増加

4. 相続税はどのように計算するの？

【相続税額の計算過程】

※相続人：配偶者、子2名の場合

※法定相続分で分割、配偶者の税額軽減を適用



相続税の税率：10%～55%

法定相続人の課税価格	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0万円
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

当資料は、情報提供を目的として、一般的な制度上の取扱い、および一定の前提条件に基づいて作成したもので、実際の評価額や税額等を保証するものではありません。詳細は、税理士等の専門家へご確認ください。また、当資料は2021年9月現在の法令等をもとに作成しており、今後、内容が変更される場合があります。

5. 相続税の計算例

【例】 相続財産：1億円（債務なし）

相続人：配偶者・子2人

法定相続分で分割、配偶者の税額軽減を適用

【父親】



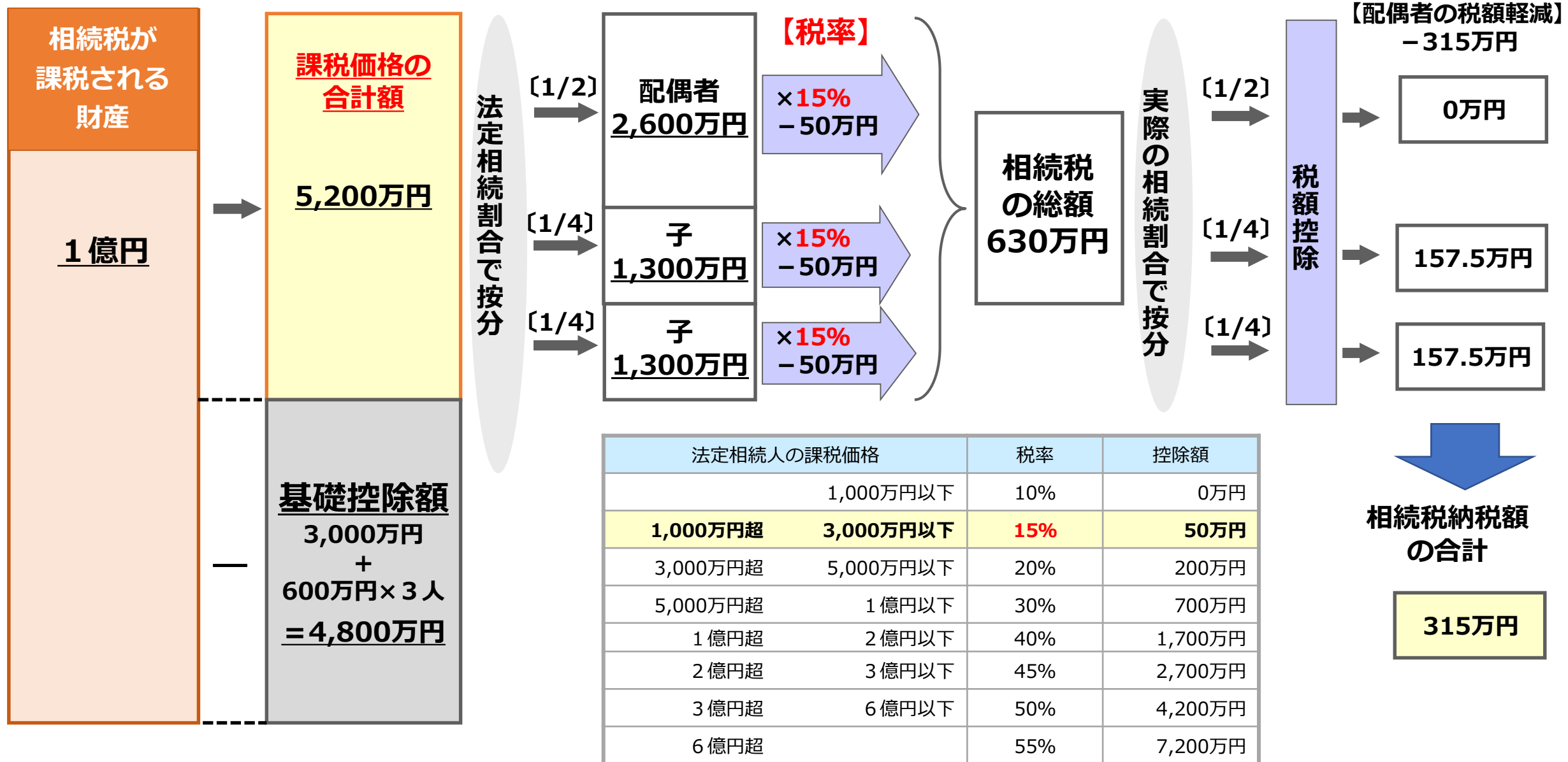
【配偶者】



【子】



【子】



当資料は、情報提供を目的として、一般的な制度上の取扱い、および一定の前提条件に基づいて作成したもので、実際の評価額や税額等を保証するものではありません。詳細は、税理士等の専門家へご確認ください。また、当資料は2021年9月現在の法令等をもとに作成しており、今後、内容が変更される場合があります。

【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本S T O協会